

島原地域広域市町村圏組合認知症カフェ事業補助金交付要綱

平成27年6月12日告示第17号

改正 令和5年3月16日告示第8号 令和7年3月13日告示第8号

(趣旨)

第1条 認知症になっても住みなれた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続できるよう、認知症の悪化予防、家族の介護負担軽減及び地域での認知症啓発を目的として設置する認知症カフェ（以下「認知症カフェ」という。）を運営する者に対し、予算の定めるところにより、島原地域広域市町村圏組合認知症カフェ事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、島原市補助金等交付規則（昭和58年島原市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

(1) 補助事業者は、次のいずれかを満たす者とする。

- ア 組合を組織する構成市内に所在する法人で、構成市を主な活動範囲としている者
- イ 構成市内に所在する団体で、構成市を主な活動範囲としている者
- ウ 島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）が適切であると認める者

(2) 宗教活動、政治活動又は公序良俗に反する事業を行う者でないこと。

(3) 構成市の暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある者でないこと。

(4) 事業を着実に実行することができ、適切な運営が確保できると管理者が認める者であること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、事業の実施に要する経費の合計額とし、上限額を250,000円とする。

2 事業の実施に要する経費は、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第4条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(1) 事業計画及び申請額算出内訳書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) その他管理者が必要と認める書類

(申請の取下げ期限)

第5条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付の決定の通知を受け取った日から起算して7日を経過した日とする。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 管理者は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、交付の可否を決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者（以下「補助事業者」という。）に対しては、交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第7条 規則第6条の規定による条件は、認知症カフェの運営に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条第1項の規定による実績報告書（様式第5号）に添付する書類は次の各号に掲げるとおりとし、事業の完了した日から30日を経過した日（管理者が別に指示したときは、その期限）までに、管理者に提出しなければならない。

(1) 事業実施結果及び精算額算出内訳書（様式第2号）

(2) 収支決算書（様式第3号）

(3) その他管理者が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第9条 管理者は、前条の規定による報告を受けた場合において、実績報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付確定通知書（様式第6号）により、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、特に必要があると認めるときは、第5条による交付決定後、補助金を概算払により交付することができる。この場合において、補助事業者は、概算払交付請求書（様式第8号）を管理者に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 管理者は、規則第17条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合の他、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、前条第2項により既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の返還を

命ずるものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 16 日告示第 8 号)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 13 日告示第 8 号)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

経費名	対象経費
人件費	事業に直接関与する者に対する賃金 (1人1時間あたりの上限額 1,050円)
報償費	研修会等の講師謝金
旅費	研修会等の講師旅費
需用費	文具等の消耗品費、印刷製本費、光熱水費
役務費	切手、はがき代、通信料、広告料、各種手数料、各種保険料
使用料及び賃借料	会場の使用料、駐車料金

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合 管理者 様

（申請者）（住所）
（氏名）
（法人団体等にあつては
名称及び代表者の氏名）

年度認知症カフェ事業補助金交付申請書

年度における認知症カフェ事業について認知症カフェ事業補助金
円を交付されるよう、島原地域広域市町村圏組合認知症カフェ事業
補助金交付要綱（平成27年島原地域広域市町村圏組合告示第17号）第4条の規
定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画及び申請額算出内訳書（様式第2号）
- 2 収支予算書

様式第2号（第4条、第8条関係）

年度認知症カフェ事業補助金事業計画（実施結果）及び申請（精算）

額算出内訳書

区 分	事業計画（実施結果）
(1) 活動計画	
(2) 活動内容	
(3) 参加予定者等	

(4) 申請（精算）額算出内訳

区 分	対象経費 支出予定（精算） 金額	算出内訳
人件費		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
使用料及び賃借料		
合計		

様式第3号（第4条、第8条関係）

年度 認知症カフェ事業補助金 収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

科目	予算額 (決算額)	前年度 予算額 (決算額)	増減	内訳
補助金				
負担金				
その他				
計				

2 支出

（単位：円）

科目	予算額 (決算額)	前年度 予算額 (決算額)	増減	内訳
人件費				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
使用料及 び賃借料				
計				

3 支出内訳書

(単位：円)

開催日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	計
開催場所							
人件費							
内訳							
報償費							
内訳							
旅費							
内訳							
需用費							
内訳							
役務費							
内訳							
使用料及び賃借料							
内訳							
計							

4 添付書類

- (1) 領収書や明細書の写し
- (2) 事業の詳細が分かる資料（実施事業の写真、パンフレット等）
- (3) 参加者名簿
- (4) 利用者等へのアンケート

（令達者）（住所）
（氏名）
（法人団体等にあつては
名称及び代表者の氏名）

年度 認知症カフェ事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度認知症カフェ事業補助金の交付について、島原地域広域市町村圏組合認知症カフェ事業補助金交付要綱（平成27年島原地域広域市町村圏組合告示第17号）第6条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合管理者 印

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定の内容
- 3 交付の条件

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合管理者 様

(住所)

(氏名)

(法人団体等にあつては
名称及び代表者の氏名)

年度 認知症カフェ事業補助金実績報告書

年 月 日付島原広域指令第 号で交付の決定の通知があつた認知症カフェ事業補助金について、島原地域広域市町村圏組合認知症カフェ事業補助金交付要綱（平成27年島原地域広域市町村圏組合告示第17号）第8条の規定により、その実績分の関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 事業実施結果及び精算額算出内訳書（様式第2号）
- 2 収支決算書（様式第3号）

（令達者）（住所）
（氏名）
（法人団体等にあつては
名称及び代表者の氏名）

年度 認知症カフェ事業補助金交付確定通知書

年 月 日付島原広域指令第 号で交付の決定をした 年
度認知症カフェ事業補助金について、島原地域広域市町村圏組合認知症カフェ
事業補助金交付要綱（平成27年島原地域広域市町村圏組合告示第17号）第9条
の規定により、次のとおりその額を確定したので、通知する。

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合管理者 印

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

（請求者）（住所）
（氏名） ⑩
（法人団体等にあつては
名称及び代表者の氏名）

年度認知症カフェ事業補助金交付請求書

年 月 日付島原広域指令第 号で交付確定の通知があつた
年度認知症カフェ事業補助金を下記のとおり交付されるよう、島原地域広域市
町村圏組合認知症カフェ事業補助金交付要綱（平成27年島原地域広域市町村圏
組合告示第17号）第10条の規定により請求します。

記

1 請求額 円

2 受領方法 口座振込

金融機関	銀行		支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

(請求者) (住所)
 (氏名) ⑩
 (法人団体等にあつては
 名称及び代表者の氏名)

年度 認知症カフェ事業補助金概算払交付請求書

年 月 日付島原広域指令第 号で交付決定の通知があつた
 年度認知症カフェ事業補助金を下記のとおり交付されるよう、島原地域広域市
 町村圏組合認知症カフェ事業補助金交付要綱（平成27年島原地域広域市町村圏
 組合告示第17号）第10条の規定により請求します。

記

1 交付決定額 円

2 請求額

既交付額	今回請求額	未交付額
円	円	円

3 受領方法 口座振込

金融機関	銀行 支店		
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			